

静岡県卓球協会処分規程

令和2年5月17日 制定

(総則)

第1条 静岡県卓球協会（以下「本会」という）会則第28条の規定に基づき処分に関し、これを規定する。

(目的)

第2条 本規程は、本会の倫理規程に掲げる事項を遵守し社会的信頼を確保するために、規程違反に対する処分を定めることで、関係者の不信を招くような行為を防止及び是正することを目的とする。

(適用範囲)

第3条 本規程の適用範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会則第21条に定める名誉会長及び第22条に定める顧問・参与
- (2) 会則第18条に定める役員
- (3) 会則第17条に定める委員会委員
- (4) 会則第24条に定める会計監査
- (5) 会則第5条に規定する構成員
- (6) 本会が主催主管した事業に参加した者

(違反行為)

第4条 本規程に定める違反行為とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 広く公益実現に寄与すべき本会の目的に従わず又は公序良俗等の社会規範から逸脱し、本会の社会的信用を損なう行為
- (2) 関係法令又は本会の定める会則、倫理規程及びその他の規程に違反する行為
- (3) 補助金、助成金等の不正受給、その他経理処理に関する不正な行為
- (4) 職務上の地位を利用して不正に利益を得たり又は供与したりする行為
- (5) 暴力、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等のハラスメント全般の行為、さらに合理的でない区別及び差別する行為
- (6) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程によるドーピング違反行為

(処分)

第5条 本会は、前条に定める違反行為を行った者に対して、その違反の内容、程度に応じて次の処分をすることができる。

- (1) 指 導 口頭又は書面による注意
 - (2) 勸 告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める
 - (3) 解 任 書面による通知をもってその職を解く
 - (4) 資格停止 書面による通知をもってその程度により資格を無期限停止又は有限期間停止
 - (5) 資格剥奪 書面による通知をもってその登録を抹消
 - (6) そ の 他 競技会への出場禁止、始末書の提出他
- 2 前条第6号による違反行為の処分は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程による。

(手続)

第6条 処分の対象となる事案が判明した場合、倫理委員会において、事案を審査し処分を検討し、理事会にて決定する。ただし、事案によっては三役会にて決定することができる。

- 2 当該処分の対象となる者にはあらかじめ通知するとともに、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(倫理委員会)

第7条 倫理委員会は、次の者で構成する。

- (1) 副会長
- (2) 理事長
- (3) その他必要な識者

(不服申立)

第8条 本会の決定した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づき仲裁を申し立てることができる。

附 則

本規程は、令和2年4月1日から適用する。